

## 令和2年度 第2回府中市環境審議会会議録（抜粋）

令和2年10月7日（水）  
午後6時から午後7半まで  
北庁舎3階第1・2会議室

＊＊ 省略 ＊＊

## 【会長】

そうしましたら、この答申案の文章に関しては、2番の一番下の段落のところですね、目標に向けて上昇しており概ね順調に進捗しているというところを、現状を踏まえて実態に即したような表現に変えてご提案していただくということでよろしいでしょうか。

ほかに答申案についてありますでしょうか。じゃあ、ここは先に進みますけれども、他にこの文章のことですので、お気づきの点が委員の皆様からありましたら、メール等でご提案いただきたいのでよろしくをお願いします。

続きまして、「(2)次期環境基本計画の枠組み」について事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

はい、事務局よりご説明いたします。

資料4「府中市環境基本計画、府中市地球温暖化対策地域推進計画、府中市生物多様性地域戦略の一本化にむけて」をご覧ください。

まず、1の方向性でございますが、平成26年3月に策定した「第2次府中市環境基本計画」、平成29年1月に中間位直しを行った「府中市地球温暖化対策地域推進計画」、平成27年1月に策定した「府中市生物多様性地域戦略」が令和4年度に計画期間の終了を迎えることから、このたび新たに、これらの計画を一本化した「次期府中市環境基本計画」を策定したいと考えております。

まず、この3つの計画について、簡単にご説明しますので恐れ入りますが、資料5「各種計画の概要について」をご覧ください。

はじめに、第2次府中市環境基本計画についてです。

府中市環境基本条例に基づき、平成15年度に策定いたしました府中市環境基本計画の計画期間が、平成25年度で終了したことに伴い、平成23年5月から平成25年11月まで、府中市環境審議会でご審議をいただき、平成26年度から平成34年度までの9年間を計画期間とする、第2次府中市環境基本計画を平成26年1月に策定いたしました。

計画の位置付けとしましては、第6次府中市総合計画に示された施策を環境面

から具体化し支えていくとともに、良好な環境づくりに向けて基本的な考え方、目標、及び達成手段を明らかにするものでございます。

計画期間についてですが、同計画は令和4年度までとなります。令和5年度以降の環境基本計画の策定に際しましては、総合計画との整合性を図るため、第7次府中市総合計画が令和4年度から開始であるということに基づき、総合計画策定よりも1年ずらして策定することとしております。

また、このあとご説明いたします、地球温暖化対策地域推進計画を環境基本計画の中に盛り込み、1つの計画内で統合して策定していくことについて環境審議会からご意見をいただいております。

続きまして、府中市地球温暖化対策地域推進計画について、説明します。

先ほどご説明いたしました「府中市環境基本計画」に基づき、より具体的に地球温暖化対策に取り組み、市民、事業者、及び行政が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）」として、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とする、府中市地球温暖化対策地域推進計画を平成23年3月に策定いたしました。

当該計画につきましては、平成28年度、社会経済の変化やエネルギー構成の変化、地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえ、本審議会にご尽力いただき、中間見直しを行い、計画期間を令和4年度まで延長させています。

地球温暖化対策地域推進計画の目的・位置付けとしましては、本計画が、本市の地球温暖化対策を集約したものであり、第6次府中市総合計画や第2次府中市環境基本計画の下位計画であること、温対法における地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当するものとなっております。

計画期間は、次期環境基本計画と次期当該計画の一本化を図るため、計画終了年度を、令和4年度としております。この考え方については、当審議会においても一本化にすることでご意見をいただいているところです。

また、目標及び対象といたしましては、法の対象となる温室効果ガスは7種類ありますが、本市から排出される温室効果ガスの約95%を占める二酸化炭素を対象としており、目標としましては、令和4年度までに平成26年度比で二酸化炭素排出量を13%の削減としております。

次に、府中市生物多様性地域戦略について、ご説明します。

平成20年に施行されました生物多様性基本法におきまして、地方公共団体には生物多様性地域戦略を定めることが努力義務化されたことに伴い、本市では生物多様性の保全、及び持続可能な利用に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする、府中市生物多様性地域戦略を策定しております。

その後、昨年度の審議会でご説明しましたとおり、計画期間を延長し、令和4年度までとしました。また、策定については令和4年度に計画期間の終了を迎える上位計画の環境基本計画の中に組み込み、基本計画との一体的な運用のもと、全庁的な共有指標として戦略を機能させ、実効性のある取組を広く展開していくことを、あわせてご説明しているところです。

では戦略の概要につきましてご説明いたします。

本市では地域戦略の策定以前も市の総合計画、緑の基本計画、環境基本計画などに基づきまして、各種施策を実施する中で生物多様性の保全に取り組んでまいりましたが、府中市生物多様性地域戦略では、国でも課題となっている生物多様性の社会における主流化、つまり生物多様性の保全という課題を、レベルに関係なく、さまざまな社会経済活動の中に組み込むことを目的とし策定いたしました。

3つの計画についての概要は以上でございます。

\*\* 省略 \*\*

#### 【会長】

ほかに現時点で委員の皆さんからご意見等ありますでしょうか。

様々にご議論いただいているところですが、12月の市議会定例会での条例の改正を伴うため、スケジュール上、今回の審議会で大枠は確定させる必要があります。

とりあえず、環境審議会の定員を最大人数まで増員し、臨時委員を置けることとし、生物多様性地域戦略については部会で詳細な協議を行うという枠組みについては、承認いただいたということによろしいでしょうか。

#### 【委員一同】

異議なし。

#### 【会長】

ありがとうございます。それでは、枠組みについて大枠では承認いただいたこととします。計画の具体的な進め方等については、来年度より計画策定作業にあたるので、来年度初回の審議会でも、本格的な協議を行いたいと思います。

それでは、本日の議題については以上となりますが、今後の予定について、事務局から提案をお願いします。

\*\* 省略 \*\*

終了